

政令第百五十六号

復興特別所得税に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号）第三十三条第十三項の規定に基づき、この政令を制定する。

復興特別所得税に関する政令（平成二十四年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項の表租税特別措置法施行令の項中「第二十五条の十七第三十三項」を「第二十五条の十七第三十九項」に、

「

第二十六条の十七第八項	所得税の額	所得税の額及び当該所得税の額に係る復興特別所得税の額の合計額
-------------	-------	--------------------------------

」

を

「

第二十六条の四の四	所得税につき法第四十一条の三の四第二号	所得税及び当該所得税に係る復興特別所得税につき東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される法第四十一の三の四第二号
	第二百六十一条第二号	第二百六十一条第二号（復興特別所得税に関する政令第四条第一項において準用する場合を含む。）
第二十六条の十七第八項	所得税の額	所得税の額及び当該所得税の額に係る復興特別所得税の額の合計額

」

に改める。

附 則

この政令は、令和六年六月一日から施行する。ただし、第十三条第一項の表租税特別措置法施行令の項の改正規定（「第二十五条の十七第三十三項」を「第二十五条の十七第三十九項」に改める部分に限る。）は、公益信託に関する法律（令和六年法律第 号）

の施行の日から施行する。